

阿賀野市 妊婦のための支援給付事業

子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設されたことから、令和 7 年 4 月 1 日より「阿賀野市出産・子育て応援給付金」は「阿賀野市妊婦のための支援給付金」に変わります。

妊婦さんの様々なニーズに合わせ、身体的・精神的ケア及び経済的支援を行い、すべての妊婦さんを応援していきます。

1 対象者

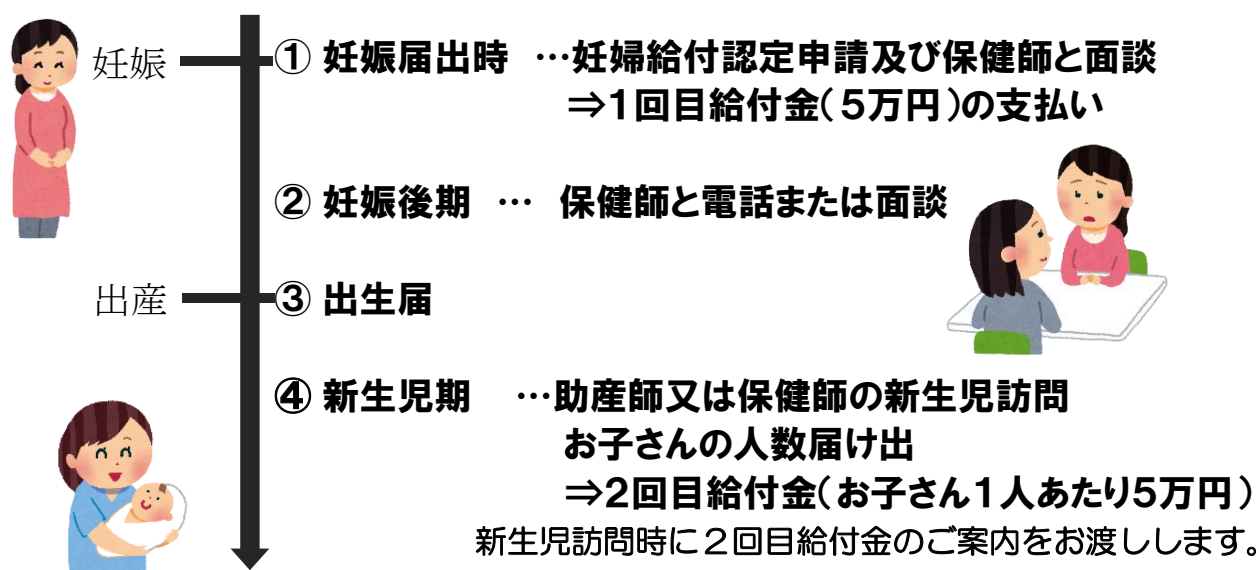
阿賀野市に住所を有するすべての妊婦

2 支給額

1 回目 妊娠時 …… 5 万円支給

2 回目 出産後 …… お子さん 1 人あたり 5 万円支給

3 申請の流れ



※流産・死産・人工中絶の場合においても支給の対象となります。
(そのような状況になった場合はご連絡をお願いします。)

* 問い合わせ * 阿賀野市 民生部 健康推進課 (水原保健センター)
こども家庭センター 子育て係 TEL0250-62-2510 (代表)